２０１８年１２月１０日

～毎月１０日は人権を考える日～

人権と日本国憲法

（日本国憲法）

第三章　国民の権利及び義務

第１１条　国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第１２条　この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。

第１３条　すべての国民は、個人として尊重される。

第１４条　すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

（一部抜粋）

日本国憲法は、１９４６年１１月３日に公布され、１９４７年５月３日に施行されました。日本は、第二次世界大戦及び太平洋戦争を深く反省するとともに、日本国憲法のもと新しい日本として出発しました。憲法は、「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」の三本の基本原則からなり、世界の人々が、自由を求め、立憲主義と民主主義を確立するために、多年にわたり積み重ねてきた成果でもありました。

《第 11 条ポイント》

◆　「人が生まれながらにもつ自由」
「平等な扱いを受ける権利（平等権）」
を「基本的人権」として保障する。

《第 13 条ポイント》

◆　「個人として尊重」

・何よりも一人一人をかけがえのない個人として大切にする。

・人がその人らしく生きていくことを保障する。

《第 14 条ポイント》　◆　差別の禁止

・人が生まれつきもっている性別や肌の色、体の障がいなどの理由での差別の禁止

・「社会的身分」「門地」による差別の禁止

（金森国務大臣）

社会的身分

其の人の努力をもちましても容易にそれをぬぐい退けることのできないような地位があり得るのであります。そういうものを社会的身分と言っているのであります。 ➡ いわゆる部落差別

門　地

血統関係、家柄関係というような方面からくるところの特殊なる地位をさして言っております。

➡ （「日本国憲法」の中に、部落差別の禁止が確かに謳われている。

（帝国憲法改正委員会会議録から）

《第 12 条ポイント》◆　「国民の不断の努力」で保持

自由や権利は永遠に保障されているのではなく、

常に自分たちがしっかり守り主張していかなければ保持できない。

（池上　彰「超訳　日本国憲法」新潮社）

西条市人権教育協議会　　西条市教育委員会